

令和6年8月高原町農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和6年8月28日(水) 午前9時30分から午前10時30分まで
2. 開催場所 高原町役場2階第4会議室
3. 出席委員 15名

農業委員7名

会長	1番	山元啓嗣	会長代理	2番	加藤正博
	3番	入木真一		4番	郡山信敏
	5番	佐藤哲夫		6番	邊木園浩子
	7番	下村健一			

農地利用最適化推進委員8名

11番	石山浩文	12番	大迫恒作	13番	坂元朋子
14番	酒匂清治	15番	鳥集公測	16番	西村真一
17番	真方実喜男	18番	山下孝行		

4. 日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

議事録署名委員	5番	佐藤哲夫	6番	邊木園浩子
会議書記	次長	田原修司		

第2 議案第27号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。

議案第28号 農地法第5条の規定による進達について意見を求める。

議案第29号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。

議案第30号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の利用権設定について意見を求める。

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	中別府 和也	次長	田原修司
------	--------	----	------

6. 会議の概要

(田原次長) それでは改めまして時間になりましたので、これから総会を始めさせていただきます。一同ご起立下さい。「一同礼」。お座り下さい。

(事務局長) おはようございます。すみません、台風10号が接近する中でございますけど今日は定例総会の方、開催させていただきました。ご理解いただきたいと思います。今月の定例総会案件は、議案第27号から議案第30号までの議案11件となっております。ご審議方よろしく願いいたします。9月の定例総会は27日(金)です。議案審議及び転用議案等に係る現地調査は20日(金)にお願いする予定です。9月の4条・5条

に係る調査委員会は、第3調査委員会です。どうぞよろしくお願いします。なお、本日の総会終了後、地域計画についての勉強会を予定しておりますので併せてよろしくお願いします。それでは、山元会長がご挨拶を申し上げます。

(会長あいさつ)

(会長代理) ただいまの出席委員は、農業委員7名中7名、推進委員8名中8名であります。高原町農業委員会規則第5条の規定の定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを報告します。これより、8月の定例総会を開催いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(議長) これより議事に入ります。まず、日程第1、本日の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。高原町農業委員会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名いたします。よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

(議長) それでは、議事録署名委員に、5番、佐藤委員と6番、邊木園委員を指名いたします。なお、本日の書記は田原次長にお願いをいたします。次に、日程第2、議案審議に入ります。議案第27号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」を議題とします。事務局長に説明をお願いいたします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書の4ページをご覧ください。今回の農地法第3条による所有権移転申請件数は2件でございます。まず第1項、譲受人[]氏・譲渡人[]氏による知人間の贈与で、田1筆1, 719㎡です。調査委員は佐藤委員です。第2項、譲受人[]氏・譲渡人[]氏による売買で、畑1筆1, 667㎡で、対価総額は6万7千円です。調査委員は山下委員です。以上の案件は、受付審査の結果、機械の所有状況、農作業従事者数、により効率利用要件と農作業従事要件、地域との調和要件の3つの要件をすべて満たしていると考えております。説明は以上でございます。

(議長) それでは第1項は、佐藤委員に調査内容の報告をお願いいたします。

(佐藤委員) 議長 (はい、佐藤委員)

(佐藤委員) はい、5番、佐藤が報告します。8月23日第27号第1項の現地調査をしました。

8月23日13時から譲渡人に電話しましたが確認はできませんでした。譲受人には本人宅で確認しました。申請地は議案書の5ページの航空写真をご覧ください。場所は[]の農地1筆です。譲受人は農業用機械としてトラクター、軽トラなどを所有されていまして。農作業は家族3名で経営され従事日数も満たされています。地域の話合い活動に参加して協力するなど特に問題ないと判断いたしました。以上です。

(議長) 続きまして第2項は山下委員に調査内容の報告をお願いいたします。

(山下委員) 議長 (はい、山下委員)

(山下委員) はい、18番山下が報告いたします。第27号第2項の現地調査をいたしました。

8月23日、金曜日に現地調査をした結果、栗が植えてありました。当日11時か

ら譲受人宅を訪問して確認を行いました。同時に譲渡人には電話して確認を行ったところです。申請地は議案書 6 ページの航空写真のとおりです。場所は[]の 1 筆です。譲受人は農業用機械として牧草モア等を所有されておまして、農作業は 2 人で経営されて従事日数も満たされています。地域経営体への集積等の取組にも連携を図っており、地域の話し合い活動に参加して協力するなど特に問題ないと判断いたしました。以上です。

(議長) ありがとうございます。以上で報告が終わりましたので、これより審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(議長) 事務局長

(事務局長) はい、第 1 項につきまして、佐藤委員の方から譲渡人に連絡が取れないということがございました。この申請が行政書士から代理で申請がございますので、代理人を通じて譲渡人の確認等は事務局の方で行っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

(議長) 何か質問ございませんか。(郡山委員)

(郡山委員) 第 2 項の航空写真の 6 ページの申請地の真ん中辺、これは別の人の農地なのでしょうか。

(山下委員) はい、いいですか。

(議長) 山下委員

(山下委員) はい、18 番山下が訪問して確認したところ、この地形は以前、九電の送電線のあと地で畑ではないということで確認したところです。以上です。

(議長) 他にございませんか。

(議長) 補足説明で第 1 項に防風林があります。防風林については普通 200 m²農業用施設として取り扱いますが、農業用施設 200 m²未満は届出だけでいいというのがありますけど、防風林・ため池とかそういったものについてはその必要がない。届出 200 m²の縛りがないということです。木が生えて無断転用じゃないかとか調査行かれた時に無断転用ではないかと思われる時もあるかもしれませんが、防風林に関しては農業用施設として取り扱っていますのでよろしく願いをいたします。よろしいですか。

(はいの声)

(議長) それではこれをもって審議を終わります。これより採決いたします。議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可について意見を求める。」の第 1 項及び第 2 項に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第 27 号については、申請どおり許可することに決定をいたしました。

(議長) 続きまして議案第 28 号「農地法第 5 条の規程による進達について意見を求める。」

を議題とします。事務局長に説明をお願いいたします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書の8ページをご覧ください。今回の農地法第5条による規程による進達申請件数は1件でございます。第1項、譲受人 株式会社■■■■代表取締役■■■■氏・譲渡人■■■■氏及び■■■■氏でございますけど、この■■■■氏の年齢が記載されておられません。68歳でございます。■■■■の申請案件で畑2筆1, 334㎡宅地分譲を行う転用目的でございます。第3種農地、用途地域、農振地域外で、売買であります。売買金額は総額200万円でございます。なお、地番■■■■につきましても、現況が山林となっており、経緯について、事実申立書を提出していただいております。この案件につきましても、まず、立地基準であります。第3種農地ですので原則許可となっております。次に一般基準であります。転用の確実性、周辺農地への影響等基準を満たしていると考えております。また、地域の農地の農業上の効率的・総合的な利用に支障がないことについては、特に影響はないものと思われ、立地基準及び一般基準を満たしており許可相当と考えております。説明は以上でございます。

(議長) 本件につきましては、第2調査委員会に現地調査をお願いしておりますので、佐藤委員長に調査内容の報告をお願いいたします。

(佐藤委員長) はい。(はい、佐藤委員長)

5番、佐藤が報告いたします。8月21日1時30分より事務局の二宮さんと第2調査委員会で第28号第1項について調査しました。転用目的は宅地分譲です。申請地は議案書の9ページをご覧ください。施設の配置図については議案書の10ページをご覧ください。申請地は都市計画区域内用途地域で第3種農地となっております。地域住民、周辺農地へも影響ないことから問題ないものと判断いたしました。以上です。

(議長) 随行された他の委員のご意見はございませんか。

(ありませんの声あり)

(議長) それでは報告が終わりましたのでこれより審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(議長) よろしいですか。(はいの声)

それではこれをもって審議を終わります。これより採決いたします。議案第28号「農地法第5条の規程による進達について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第28号については、申請どおり県へ進達することに決定いたしました。続きまして議案第29号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」を議題とします。事務局長に説明を

お願いします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

議案書は12ページをご覧ください。今回の農用地利用集積計画の所有権移転申請件数は2件でございます。第1項、譲受人 株式会社■■■■代表取締役■■■■氏・譲渡人■■■■氏の申請案件で、畑3筆9,519㎡、売買価格は総額130万円です。申請地は、13ページ・14ページになります。入木委員、山下委員のあっせんを受けております。第2項、譲受人■■■■氏・譲渡人■■■■氏の申請案件で、田1筆813㎡、売買価格は総額10万円です。申請地は、15ページになります。酒匂委員、西村委員のあっせんを受けております。以上の案件については、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、農用地を効率的に利用し、農作業に常時従事すること等の各要件を満たしていると考えております。説明は以上でございます。

(議長) 説明が終わりましたので、これより審議に入ります。何かご質問ございませんか。

(議長) よろしいですか。(はいの声)

これをもって、審議を終わります。これより採決いたします。

議案第29号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の所有権移転について意見を求める。」に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第29号は申請どおり許可することに決定いたしました。

(議長) 続きまして議案第30号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の利用権設定について意見を求める。」を議題とします。事務局長に説明をお願いします。

(事務局長) 議長、事務局長 (はい、事務局長)

この案件は中間管理事業制度による利用権設定でございます。議案書は17ページからと22ページからを一緒にご覧ください。なお説明に際し、貸渡人と借受人の間に入っております宮崎県農業振興公社の説明は省略させていただきます。第1項、貸渡人 有限会社■■■■代表取締役■■■■氏・借受人 有限会社■■■■代表取締役■■■■氏の申請案件で、畑10筆21,222㎡の賃貸借で、賃借料は年総額21万2千220円賃貸借期間は令和6年10月1日から16年9月30日までの10年間の新規設定です。続きまして19ページの方になります。第2項、貸渡人■■■■氏・借受人 有限会社■■■■代表取締役■■■■氏の申請案件で、樹園地3筆11,842㎡の賃貸借で、賃借料は年総額11万8千420円賃貸借期間は令和6年10月1日から16年9月30日までの10年間の新規設定です。続きまして20ページの方になります。第3項、貸渡人 有限会社■■■■代表取締役■■■■氏・借受人 有限会社■■■■代表取締役■■■■氏の申請案件で、樹園地1筆2,932㎡の賃貸借で、賃借料は年総額2万9千320円賃貸借期間は令和6年10月1日から

16年9月30日までの10年間の新規設定です。第4項、貸渡人■■■■氏・借受人■■■■氏の申請案件で、田1筆2,307㎡の使用貸借で、使用貸借期間は令和6年10月1日から16年9月30日までの10年間の新規設定です。第5項、貸渡人■■■■氏・借受人■■■■氏の申請案件で、畑1筆1,494㎡の賃貸借で、賃借料は年総額7千470円賃貸借期間は令和6年10月1日から令和11年9月30日までの5年間の新規設定です。第6項、貸渡人■■■■氏・借受人 有限会社■■■■代表取締役■■■■氏の申請案件で、畑1筆2,852㎡の賃貸借で、賃借料は年総額2万8千520円賃貸借期間は令和6年10月1日から16年9月30日までの10年間の新規設定です。説明は以上でございます。

(議長) 事務局長の説明が終わりましたので、議案第30号の審議に入ります。何かご意見ございませんか。

(議長) よろしいですか。(はいの声)

それではこれをもって審議を終わります。これより採決いたします。議案第30号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画の利用権設定について意見を求める。」について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

(議長) 全員賛成ですので、議案第30号は、申請どおり許可することに決定いたしました。

(会長代理) 以上で、本日提案いたしました議案の審議は、すべて終了いたしました。これを持ちまして、8月の農業委員会定例総会を閉会いたします。

(田原次長) ご起立をお願いいたします。「一同礼」。お座りください。この後、地域計画についての勉強会を行います。よろしくお願いします。